

平成30年8月1日開催

第14回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） それでは、定刻になりましたので、これから第14回農業委員会総会を開催したいと思います。

それでは、会長挨拶をお願いします。

○会長（今井 隆） 皆さん、おはようございます。連日、皆様にご出席をいただくということで、暑い中、ご苦労さまでございます。今日は、また最高気温が37度ということで、また猛暑がぶり返してきました。非常に暑い日々が続いて、いろいろな農作物に影響も出てきたということで、これからいつまでこういう暑さが続くのか心配になるところでございます。また、きのうの新聞に箕郷でトラクターの下敷きになるという事故がありました。最近トラクターの事故が多いので、皆さんもくれぐれも傾斜とか、下が平らでないところは気をつけていただいて農作業に当たっていただきたいと思います。熱中症や、そういう農業機械の作業事故に、くれぐれも気をつけていただきたいと思います。

今日は、総会が終わった後、運営委員会を行いまして、またその後ジェトロの開所式ということで、私と塚越委員、また寺崎委員でそちらのほうへ夕方から行くことになっています。高崎もシンガポールの方へ、いろいろ輸出するとかと、そんな話もあります。

それでは、挨拶はこれくらいにいたしまして、総会に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議事進行につきましては、今井会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第14回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、出席状況を報告させていただきます。今日の欠席者、15番、塚越勤会長職務代理者並びに18番、岸吉郎委員さんの2名が欠席でございます。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、皆様に指名してよいか、伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号3番、浦恩城由子委員並びに23番、中島隆夫委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の千葉主事を任命いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事進行に移ります。

まず初めに、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしく

お願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番からでございます。こちら営農型太陽光の地上権の設定の3条許可と、それから次の2番が太陽光設備の支柱部分の5条許可の転用ということで、1番、2番がセットとなっております。

それでは、1番から説明させていただきます。

1番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約内容は地上権、設定内容は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。平成27年9月24日許可、高農委指令第68号。一時転用期間は、平成27年9月24日から平成30年9月23日までの3年間でございます。変更の理由は、事業地の減少及びパネル枚数、架台支柱の本数を変更するためということでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は地上権、設定内容は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定。一時転用期間は、平成30年9月24日から平成40年9月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、次のナンバー2と変更後の3条許可申請の地上権の設定でございます、議案書13ページ、議案第2号ナンバー6、変更後の5条許可の太陽光の支柱部分の申請でございます、議案書24ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件となっております。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成27年9月24日許可、高農委指令第1327号。一時転用期間は、平成27年9月24日から平成30年9月23日までの3年間でございます。変更の理由は、事業地の減少及びパネル枚数、架台支柱の本数を変更するためということでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地。一時転用期間につきましては、先ほどの1番と同様となりますので、省略させていただきます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅用地及び座堂用地でございます。昭和61年10月20日許可、群馬県指令西農第1752号でございます。変更の理由につきましては、当初計画者が転用を実行する前に亡くなってしまったためとでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書34ページ、議案第4号ナンバー41が関連案件でございます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住

宅でございます。昭和58年11月18日許可、群馬県指令西農第1985号でございます。変更の理由につきましては、許可を得たが現在の住まいに引っ越すことが決まり計画がなくなったためとこのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は建売分譲住宅でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書40ページ、5条許可申請、議案第4号ナンバー65が関連でございます。

次の5番から8番につきましては、営農型太陽光の事業地2カ所を1つにまとめる申請でございます。地上権設定の3条許可申請と支柱部分の転用であります5条許可申請の5番、6番がセット、それから7番と8番がセットとなっております。

それでは、5番から説明をさせていただきます。

5番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約内容は地上権、設定内容は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。平成27年8月24日許可、高農委指令第58号。一時転用期間は、平成27年8月23日から平成30年8月22日までの3年間でございます。変更の理由は、営農型太陽光発電の事業地2カ所を1つにまとめ、計画を見直すことになったためということとでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は地上権、設定内容は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定。一時転用期間は、平成30年8月23日から平成40年8月22日までの10年間でございます。関連案件といたしまして、次のナンバー6からナンバー8と、変更後の3条許可の地上権の設定、議案書15ページ、議案第2号ナンバー10、変更後の5条許可の支柱部分の転用申請、議案書25ページ、議案第4号ナンバー3が関連案件となっております。

6番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成27年8月24日許可、高農委指令第1243号。一時転用期間は、平成27年8月23日から平成30年8月22日までの3年間でございます。変更の理由は、営農型太陽光発電の事業地2カ所を1つにまとめ、計画を見直すことになったためということとでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地。一時転用期間以降は、先ほどの5番と同様となりますので、省略させていただきます。

7番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約内容は地上権、設定内容は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定でございます。平成29年6月22日許可、高農委指令第45号。一時転用期間は、平成29年6月23日から平成32年6月22日までの3年間でございます。変更の理由は、営農型太陽光発電の事業地2カ所を1つにまとめ、計画を見直すことになったためということとでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は地上権、設定内容は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のための地上権の設定。一時転用期間以降は、先ほどの5番、6番と同様となりますので、省略させていただきます。

8番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成29年6月22日許可、高農委指令第1131号。一時転用期間は、平成29年6月23日から平成32年6月22日までの3年間でございます。変更の理由は、営農型太陽光発電の事業地2カ所を1つにまとめ、計画を見直すことになったためということでございます。変更後につきましても、同じく計画内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地。一時転用期間以降は、先ほどの5番から7番と同様となりますので、省略させていただきます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては8件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。事務局から説明がございましたけれども、3年更新が10年更新ということで、そういう案件でございますけれども、また10年ということで細かい質問がございましたら、5条のほうでよろしくお願いいたします。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は交換、長年管理してきた申請地を交換にて取得し、引き続き耕作したいという申請でございます。なお、こちらは、次のナンバー2の申請地と交換したいという申請でございます。次のナンバー2の関連案件とさせていただきます。

2番、契約内容は交換、長年管理してきた申請地を交換にて取得し、引き続き耕作したいという申請でございます。こちらは、先ほどご説明させていただきましたナンバー1の申請地と交換したいという申請でございますので、ナンバー1を関連案件とさせていただきます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、公共事業で経営農地の一部が収用されたため代替地として申請地を買い

受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成30年9月24日から平成40年9月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書3から4ページ、議案第1号ナンバー1、2、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書24ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件でございます。本案件につきましては、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

7番は、取り下げでお願いいたします。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成30年8月23日から平成40年8月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書6から9ページ、議案第1号ナンバー5から8、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書25ページ、議案第4号ナンバー3が関連案件でございます。本案件につきましても、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただければと思います。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く9件でございます。なお、7番を除く、この9件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたが、この中で7番が取り下げということでございますので、7番を除き、これより審議に入ります。

質疑を受けます。

どうぞ。

○13番井田委員 13番、井田です。参考のために3番と4番の譲渡価格がわかれば教えていただきたい。

○会長 3番、4番。事務局、お願いします。

○事務局 3番と4番の売買の価格ということで、3番については全部で5筆あり、その筆ごとに幾らとは申請書には記載はないのですけれども。

○13番井田委員 合計でいいですよ。

○事務局 全筆で幾らということで、お答えさせていただきます。全体7,898平米、それに対して売買価格が580万円ということでいただいております。

続いて、4番、こちらは1筆204平米、売買価格は30万円ということでいただいております。

以上でございます。

○13番井田委員 ありがとうございます。

○会長 参考になりましたか。

○13番井田委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、皆さんに伺います。許可してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅の庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地479.46平米と一体利用でございます。

2番 経営しているアパートの駐車場が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 申請地を農業用倉庫の敷地として使用したいという農業用倉庫用地の敷地拡張の申請でございます。宅地161.46平米と一体利用の申請でございます。

5番につきましては、保留でお願いいたします。

6番、取り下げでお願いいたします。

7番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地991.82平米と一体利用でございまして。

8番 運送会社に勤務しているが独立開業するに当たり、申請地を露天駐車場及び露天資材置き場として使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございまして。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

10番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地865平米と一体利用の申請でございまして。

11番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

12番 周囲が山林に囲われており、耕作に適さないため植林し山林として管理していきたいという植林用地の申請でございまして。

13番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く12件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。今説明の中で5番が保留、6番が取り下げということで、よろしいでしょうか。

○全員 はい。

○会長 それでは、5番、6番を除きまして、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については、事前調査案件でございまして。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、申請地目に原野とございますけれども、こちらは農地台帳に登載されている農地でございます。

それでは、別添の審議資料をご覧いただきたいと思っております。

農地法第5条許可申請ナンバー1 審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地は赤で囲われたところございまして、高崎市立吉井岩平小学校から南西に715メートルに位置しております。

2枚目をご覧ください。こちら横にしてご覧いただきたいと思っております。案内図でございます。申請地は、赤で塗られたところでございます。申請地の北側は、山になっておりまして、斜面の状態になっております。南側は、既に別の法人が平成28年1月に転用の許可をとりまして、高圧の太陽光発電設備の施設を設置し、売電をしております。申請地は10ヘクタール未満の一団の農地になりまして、第2種農地に該当すると考えられます。

続いて、3枚目、公図の写しでございます。もともとは桑原だったということで伺っているのですけれども、現在はほとんど抜根されておりまして耕作はされておらず、不耕作の状態でございます。申請地の北側は、先ほど申し上げたとおり、山の斜面になっておりまして、地目は山林と原野になりまして、一部畑があるのですけれども、耕作はされておられません。南側は道を挟んで高圧の太陽光発電施設となりまして、雑種地でございます。

続いて、4枚目、土地利用計画図でございます。パネルの枚数は8,192枚、契約発電量は1,750キロワットの高圧の太陽光発電施設でございます。申請地は、ほぼ平坦な場所になりまして、切り土、盛り土については整地程度ということになります。

パネルの下は砂利を敷きまして、雨水処理は自然浸透でございます。申請地の周囲を貯留堤ということで少し高くしまして、申請地全体が貯留池になるような設計になっております。

図面の申請地の周囲、緑色で囲われた部分が貯留堤でございます。全体のイメージとしては、図の上のフェンス部詳細図というのがあるのですけれども、周囲にフェンスがありまして、その内側に少し高く盛った貯留堤で、その内側が砂利を敷きまして、その砂利のところを雨水を浸透させるという設計になっております。

また、図面の右側の下のほうを見ていただきたいのですけれども、パネルの架台の立面図、一番高いところで135センチメートルでございます。基礎はなく、スクリーンの差し込みタイプのものとなっております。

それでは、最後のページ、造成計画の横断面図でございます。申請地はほぼ平坦でありまして、平坦地にパネルを設置する計画となっております。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。これから調査報告になるのですけれども、今回は第1班の調査ですので、調査班長の津久井一義委員から報告をお願いします。

○2番津久井委員 では、事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者2名と代理人の2名の計4名の出席でした。

質問1 本社は福岡県ですが、施設の管理はどのように行っていくのですか。太陽光発電施設では草の管理がされずに苦情が出る場合があります。そのようなことがないようにしてください。

回答 東京に支店があります。支店にて申請地付近の管理業者に委託し、定期的にメンテナンスと除草をしてもらう予定です。

質問2 今回は高崎の土地を選定していますが、全国的に太陽光発電事業を行っているのですか。

回答 やはり九州が中心となりますが、最近だと東海地方などでも事業をしています。群馬県では今回が初めてです。自社で運営している発電施設は全国で約10カ所です。

質問3 公図を見ると申請地の中にところどころで農地が残っていますが、そこは所有者の協力が得られなかったところですか。現地の状態は耕作はされていませんが、農地として一部残りますので影響がないようにしてください。

回答 協力が得られない土地の事情はさまざまです。相続が済んでおらず契約ができない場合や代替地を用意してほしいという先方の希望に添えなかったなどの理由で借りることができませんでした。残る農地については、影響がないようにします。

質問4 売買で取得とのことですが、20年間の売電期間が終わった後は、申請地をどのように使うのですか。

回答 現時点では明確な利用は決まっていません。引き続き電力を買い取ってもらえれば継続したいと考えています。将来的には太陽光パネルも再利用できるようになると考えていますが、いずれにしろ、そのまま放置することはありません。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、皆さんに伺います。異議がなければ、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー2に入ります。

それでは、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成30年9月24日から平成40年9月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書3から4ページ、議案第1号ナンバー1、2、地上権設定の3条許可申請でございます議案書6ページ、議案第2号ナンバー6が関連案件となっております。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2、審議資料をご覧ください。

1枚目が位置図となっております。図面、上のほうにございます黄色で着色された箇所が今回の申請地でございます。高崎市立倉渕中学校から北東に約810メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図となっております。図面中央の黄色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、山林に囲まれておりまして、申請地自体は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3から6枚目が公図の写しとなっております。図面の向きが変わりまして、図面の左側が北となります。赤枠で囲まれている筆が今回の申請地でございます。大きく2カ所に分かれております。なお、申請地を分けております間の土地は、土地の所有者によって耕作されております。

1枚おめくりいただきまして、7枚目から8枚目が土地利用計画図となっております。今回は、更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積62.82平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は630キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、9枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.1メートルで、このタイプの太陽光パネルが約3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらの図面で今回栽培する作物をご確認いただければと思います。こちら、また図面の向きが変わりまして、図面の左が北となります。今回の申請地は、2つの作物を作付する計画でございます。緑色の部分がオカワサビ、オレンジ色の部分が白菜でございます。この白菜の部分につきましては、前回の申請ではミョウガを作付しておりましたが、今回の更新に伴いまして、作付作物をミョウガから白菜へと変更するものでございます。ミョウガにつきましては、既に別の圃場へ移したため、現在この部分については休耕となっております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書となっております。営農型発電設備の下部の農地及びその農地と一体として営農を行う農地につきましては、申請地のうちおよそ76アールにてオカワサビを栽培する計画でございます。

次のページをご覧ください。年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、収穫と土づくり及び定植を毎年交互に行う計画でして、4年目以降につきましても、同様に行う計画でございます。利用する農業機械につきましても、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては9年、そのうち本申請地に作付しておりますオカワサビにつきましても4年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、オカワサビは夏季の高温や乾燥の影響を受ける作物であるため、パネル下での栽培が適していると考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が2.7メートルということで、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画の下に記載のありますとおりで、こちらは、茨城県林業技術センター提供の資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは白菜についての営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地及びその農地と一体として営農を行う農地につきましては、申請地のうち、こちらはおおよそ54アールにて白菜を栽培する計画でございます。

次のページをご覧ください。年間の営農計画でございます。こちらに記載のありますとおり、5月ごろから土づくりを開始いたしまして、播種、定植を経まして11月ごろから収穫を行う計画となっております。2年目以降につきましても、同様に行う計画です。

利用する農業機械については、記載のとおりで、本申請人の農業経験につきましては9年、そのうち本申請地に作付予定の白菜につきましても9年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、白菜の光飽和点が20キロルクスであることから、生育上支障は生じないものと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が2.7メートルということで効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画の下に記載のあるとおりでございます。こちらはぐんまアグリネットの資料を根拠に見込みを算出しておりまして、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページがオカワサビの現地の写真でございます。こちら、撮影日につきましては、平成30年7月14日のものでございます。参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いいたします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取り調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回、営農型太陽光の更新申請とあわせて計画変更も申請していますが、理由は何ですか。

回答 当初の事業地のうちの一筆を土地所有者からの申し出で契約を解約したことにより事業地が減ったためです。また、需要の高い商品を拡大するという当社の方針により作物の変更をしたためです。

質問2 オカワサビは、どの部分をどのように使うのですか。また、どのように増やすのですか。

回答 通常は根の部分ですりをしておろして使います。また、根の部分は刻み、漬け物にする場合があります。増やした方については、株分けにより増やします。

質問3 オカワサビは、どこに出荷しているのですか。

回答 当社の系列グループを通じて主に首都圏に出荷しています。現在は生産のみですが、将来的には加工も行いたいと考えています。

質問4 白菜は連作障害があると思いますが、10年間毎年栽培できるのですか。

回答 昨年も別の圃場で栽培しているので問題ありません。緑肥を使用し、土づくりをしっかりと行うことで連作障害が起これないようにする計画です。

質問5 白菜は、獣害も心配されますが、何か対策を考えていますか。

回答 申請地の周囲には電気柵を設置しています。今のところ問題は出ていません。

質問6 今回の申請地はかなり山合いです。その選定理由を聞かせてください。

回答 当社に商品を卸している生産者の方から、この土地を耕作してもらえないかと紹介され、不耕作地の解消のためもあり、この土地でソーラーシェアリングを行うことにしました。

質問7 申請地は面積が広く、管理も大変かと思いますが、何人で管理しているのですか。

回答 一部の作業はシルバー人材に委託していますが、基本的には専属の職員2人で管理を行っています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 班長からの報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。今回10年ということで、ご質問の中に連作障害が起きかねないということで、白菜なんかなかなか難しいので、どうなるかわからないのですけれども。毎年毎年収穫量と写真と、そのような報告を出してもらっているのだからと思います。また、「この場所に柵がして

いないのですけれども、どういのですか」と。そういう疑問の声がありました。事務局のほうからちょっと。

○事務局 最近の太陽光につきましては、法的には営農型でないものは、経済産業省では、認定の際に柵を設置しなさいという、そういった決まりがございます。ただ、営農型につきましては特例がございます、農作業に支障がありますので、周りにはフェンスをしなくていいということが言われていまして、こちらはついてはきちんとしたフェンスはございません。ただし、こちらの地域的に鳥獣害、主に獣害で、イノシシと猿が倉渕のほうは被害があるということですので、こちらでは低い電気柵が設置されております。また、猿については、今のところ被害がないと伺ってまして、主にイノシシが出るということで、近くを見るとイノシシが掘った跡がありまして、こちらについては電気柵で対応しているということですので伺っております。

以上でございます。

○会長 皆様のほうから何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、設定期間が定められております。平成30年8月23日から平成40年8月22日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案書6から9ページ、議案第1号ナンバー5から8、地上権設定の3条許可申請でございます議案書15ページ、議案第2号ナンバー10が関連案件となっております。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料をご覧ください。

1枚目、位置図でございます。図面左の赤色で着色された箇所が申請地でございます、鳴沢湖より西に約1.26キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の赤枠で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、農振農用地が広がっておりまして、本申請地も農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、図面左が北となります。赤枠で囲われている筆、3筆が今回の申請地でございます。

1枚おめくりいただきまして、次の4枚目と5枚目が土地利用計画図になっております。こちら更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。

その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積40.82平方メートルが今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は315キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高は2.1メートルで、このタイプの太陽光パネルが約3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降は営農計画書となっております。営農型発電設備の下部の農地及びその農地と一体として営農を行う農地につきましては、2の(1)の作付予定作物のとおり、フキとフキノトウを栽培する計画でございます。

次のページをご覧ください。年間の営農計画でございます。そちらに記載のありますとおり、フキは4月から5月に収穫、フキノトウに関しては1月から3月に収穫を行いまして、どちらも6月以降は追肥等を行う計画となっております。また、2年目以降につきましても同様に行う計画です。

利用する農業機械につきましては、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては10年、そのうち本申請地に作付しておりますフキにつきましては5年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキ及びフキノトウはいずれも陰性植物であるため、営農への影響はないものと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が2.9メートルということで効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、こちらに記載のとおりでございます。こちらは農林水産省の統計とぐんまアグリネットの資料を根拠に見込みを算出しておりまして、こちらも許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりください。こちら、最後のページが現地の写真となっております。撮影日は、平成30年6月4日とでございます。参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回は、営農型太陽光の更新申請ということですが、順調に収穫はできているのですか。

回答 営農計画書にある予定収量の8割は超えており、順調に収穫できています。

質問2 フキの加工は行っていますか。

回答 フキについては、現在加工は行っていません。

質問3 フキの種類は何ですか。

回答 愛知ブキを栽培しております。

質問4 申請地西側については、昨年の更新申請の際に収穫が終わったブキを全て刈り取っていましたが、今回はどうするのですか。

回答 今回はブキを刈り取らず、霜が降るまでそのままにし、養分を蓄えさせる計画です。

質問5 今年度収穫したブキの出荷時の長さはどのくらいですか。

回答 例年と同じく60センチの長さにカットし、均等にそろえて出荷しました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。審議資料の最後の写真のようにきれいに管理されているのですけれども、皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー4に入ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、本案件は一時転用の案件でございます、転用期間が平成30年8月23日から平成33年8月22日までの3年間の一時転用でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請審議資料ナンバー4をご覧くださいと思います。

1枚目は位置図でございます。図面中央よりやや下側の赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます、十文字公民館より南に約1.2キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、案内図でございます。こちらは、ホッチキスどめをしている上側が北側となりまして、本申請地を含め周辺の農地につきましては農振農用地の畑でございます。

1枚おめくりいただきまして、公図の写しでございます。申請地は赤枠で囲まれた場所が申請地でございます。周辺の状況といたしますと、申請地の西側につきましては、昨年の5月に別の法人が一時転用し、黒土採取が行われた土地となっております、現在の状況といたしますと、休耕畑でございます。また、北と南につきましては公道、東側は宅地で畜舎となっております。

1枚おめくりいただきまして、土地利用計画図でございます。申請地の薄い灰色で色塗りされた部分が掘削予定地でございます、南側の公道より出入りする計画でございます。掘削計画につきましては、申請地の北側が一段高くなっておりまして、そちらを1.8メートル掘削し、南側の低いところにつきましては、北側の高さに合わせて申請地全体が平らになるように掘削いたします。

また、掘削予定地の周囲1.5メートルの濃い灰色の場所につきましては、周囲への影響が出ないよ

うに、45度の安全勾配を設け、さらにその周囲1メートルの白色の部分につきましては、施工しない保安用地とする計画でございます。なお、図面上、西側の農地との境目にも法面がございますが、こちらにつきましては、法面をつけてしまいますと、西側の農地との間に段差ができてしまうため、西側の農地の高さに合わせて平らにする予定と伺っています。

また、農地への復元計画といたしますと、申請地内の表土及び黒土の一部を申請地中央付近にございます埋め戻し置き場に保管しておき、そちらの土を用いて申請地全体が平らになるように30センチほど埋め戻し、農地に復元する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、土地断面図でございます。こちらにつきましては、土地利用計画図と合わせてご覧いただければと思います。上下2つの断面図がございますが、上側の断面図につきましては、土地利用計画図の北側、一段上がった土地を西から東に横断した図面でございます。黄色で色塗りされた部分が実際に黒土を採取する部分でございます、その下の斜線部分が掘削後、農地として復元する部分でございます。

また、図面左側の西側部分につきましては、図面上、法面がございますが、こちらにつきましては法面とせず、西側の農地に合わせて平らにいたします。また、下側の図面につきましては、申請地を北から南へ縦断した図面でございます、図面上は全体を1.5メートル黒土を採取するようになっておりますが、実際の施工につきましては、北側の高いところで1.5メートル掘削いたしまして、一段低くなっている南側につきましては、北側の高さに合わせて申請地全体が平らになるように南側も掘削いたします。

なお、申請地全体の黒土採取予定量につきましては、合計で5,209.12立米となります。

以上で説明を終わりにします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 説明が終わりました。

それでは、班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第5条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人と代理人の計2名の出席でした。

質問1 黒土の採取量はどのくらいを見込んでいますか。

回答 約5,200立米を見込んでいますが、申請地は北側と南側で段差があり、南側のほうが低くなっていますので、実際に採取できる量は予定よりも少なくなると思います。

質問2 車両の出入り口は、南側のコンクリート舗装の道からですか。昨年、同じ申請地の西側部分をほかの事業者が黒土採取をした際、南側の道から進入する計画のはずが違うところから進入したことがありました。そのようなことがないように気をつけてください。

回答 はい。南側のコンクリート舗装の道から入る計画です。その道は、隣の畜産農家も使用する道なので、よく話し合いを行いたいと考えています。

質問3 コンクリート舗装の道を重機が通るとコンクリートが割れてしまう場合があります。損傷することがあれば、早急な対応をお願いします。

回答 はい。わかりました。

質問4 黒土を採取する時間帯は、何時から何時になりますか。

回答 朝8時から夕方5時までになります。近所の方から、お昼の1時間は工事を中断してほしいとの要望があったので、その時間帯は工事を中断します。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、伺います。ナンバー4につきまして、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。皆さん、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

ここでちょっと小休止して、20分ぐらいですか。

○事務局 20分までです。

○会長 20分まで休憩にします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

続きまして、一括審議に移ります。今回は、案件が多いため2回に分けて審議したいと思います。

まず初めに、ナンバー5からナンバー37までの南部地区案件を前半、またナンバー38からナンバー69までの北部地区案件を後半として2回に分けて審議をお願いいたします。

それでは、事務局、ナンバー5からナンバー37までの説明をお願いいたします。

○事務局

5番 契約内容は売買、住宅の購入に伴い隣接する申請地を買い受けて住宅用地として使用したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地340.61平米、雑種地59.22平米、不用道路敷26.90平米、転用済みの畑53平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は賃貸借、墓参者用の駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築した

いという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、宅地7.02平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は賃貸借、設備業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

11番 契約内容は交換、自宅の通路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。宅地224.90平米と一体利用でございます。

12番 契約内容は売買、両親と同居しているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、会社の資材や車両置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが母と同居したく申請地を叔父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

16番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、事業拡大に伴い駐車場が不足しているため会社から近い申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は売買、既存の資材置き場に隣接する申請地を買い受けて一体で使用したいという露天資材置き場の申請でございます。雑種地1,719.31平米と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地135.00平米と一体利用の計画でございます。

24番 契約内容は賃貸借、工場建設工事の受注に当たり従業員用の駐車場が必要となるため申請地を借り受けて一時的に使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、転用期間は平成30年8月23日から平成32年8月31日までの申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。こちら、農地種別区分が1種農地とございますが、集落接続に該当し、許可要件を満たすものと思われま。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、妻の実家で生活しているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地10.64平米、雑種地101平米と一体利用の計画でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため妻の実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、事業拡大により従業員が増えたため申請地を買い受けて従業員用駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、事務所及び倉庫の増設工事に伴い従業員の駐車場が不足するため申請地を借り受けて一時的に使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、転用期間は平成30年8月23日から平成31年1月22日までの申請でございます。

33番 契約内容は売買、アパートとして入居の需要が見込まれる申請地を買い受けて長屋建住宅を建築したいという長屋建住宅2棟の申請でございます。なお、こちら用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

34番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

35番 契約内容は売買、事業拡大により工場が手狭なため申請地を買い受けて第2工場を建築したいという工場の申請でございます。なお、宅地971.90平米と一体利用の計画でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

37番については、今月は保留でお願いいたします。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の案件につきましては、33件でございます。
ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○会長 事務局よりナンバー5から37の南部地区案件について説明をもらいました。

それでは、これより審議に入りますけれども、37番が保留ということでお願いいたします。

それでは、37番を除き、これより審議に入ります。

質疑を受けます。また、35番については、これは地積、面積が3,809平米ということで、これは3,000平米を超えていますので、農業委員会ネットワークに意見聴取することとなっているのですけれども、まず初めに、意見聴取してよいか皆さんに伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、35番については意見聴取いたします。

それでは、それ以外の案件につきまして、皆さんより質疑を受けます。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、これから北部地区の案件についてです。

それでは、事務局、ナンバー38から69まで説明をお願いします。

○事務局

38番 契約内容は売買、夫が家業を継ぐため会社近くの申請地を買い受けて住宅を建築して移住したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、資材置き場と駐車場が不足しているため事務所に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

40番 契約内容は売買、会社から近い申請地を買い受けて露天資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

41番 契約内容は売買、息子が住職をしている寺院に近い申請地を買い受けて住宅を建築して移住したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第1号ナンバー3の計画変更申請の関連案件でございます。

42番 契約内容は賃貸借、西毛広域幹線道路の橋の設置工事のため申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の案件となりまして、転用期間が平成30年8月23日から平成31年8月22日までの1年間の一時転用案件でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地164.25平米と一体利用の計画でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

48番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、両親と同居しているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため勤務先に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため夫婦の勤務先の間点である申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく生活圏の変わらない申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため夫婦の実家の中間点である申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

58番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

59番は、取り下げでお願いいたします。

60番 契約内容は賃貸借、鉄塔の建て替え工事に伴い申請地を借り受けたいという工事用地の申

請でございます、こちら一時転用の案件となりまして、転用期間が平成30年9月1日から平成31年5月31日までの期間となっております。

61番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

62番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

63番は、取り下げでお願いいたします。

64番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

65番 契約内容は売買、申請地を買い受けて建売分譲住宅を建設したいという建売分譲住宅の申請でございます、こちら用途指定区分の近隣商業地域でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第1号ナンバー4番が関連でございます。

66番 契約内容は使用貸借、西毛広域幹線道路の橋の設置工事のため申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます、こちら一時転用の案件となりまして、転用期間が平成30年8月24日から平成31年8月31日までとなっております。

67番 契約内容は貸貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

68番 契約内容は売買、工場の増設に伴い従業員が増加したため申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

69番 契約内容は売買、資材置き場が手狭なため隣接する申請地を買い受けて資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ2件を除く30件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局より北部地区の案件38から69までの説明がございました。この中で59番と63番が取り下げということですので、この2件を除き、これより審議に入ります。

質疑を受けます。

○全員 なし。

○会長 なければ、許可相当としてよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

1番 競売期間でございますが、平成31年1月8日から平成31年1月15日の予定でございます。取得後の目的は、露天駐車場及び貸露天資材置き場でございます。農地法第5条許可に基づく競売適格証明でございます。

以上、農地法関係競売農地の買受適格証明願は、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑を受けます。

○全員 なし。

○会長 それでは、適格として証明してよいか皆様に伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、今回ここは片岡地域ですので、青木好記委員から報告をお願いいたします。

○5番青木委員 5番の青木でございます。お世話になります。7月18日に現地確認に行きました。

確認したところ、現地は山地であり、水も流れないような状況になっていました。さらに、10メートル以上の木々がたくさんありまして、西側と南側は高さのある平地に囲まれてしまっているので、もうここは農地に復元できないような状況でした。

以上でございます。

○会長 担当委員からの報告が終わりまして、話を聞いているとある程度想像できるような場所だと思うのですが、皆さんのほうから質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、よろしいでしょうか。

○全員 それでは、証明することにいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか7件、計8件の4条の届出につきまして書類審査し、適法であるため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は共有物の分割、転用目的は庭用地、用途指定区分は第2種中高層住居、ほか27件、計28件の5条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約でございます、ほか7件、計8件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番につきましては、こちら5月の総会にて許可相当としていた案件でございます。こちら、開発のほうの事前協議が調っていないところから、許可書の交付を止めていたものでございまして、開発の事前協議が調いましたので、6月22日をもって許可書を交付しております。また、こちらについては、3,000平米を超える案件でございましたので、ネットワーク機構にも照会をかけておまして、問題ないということで回答を得た案件でございます。

続きまして、2番から先月の総会にて許可相当としていた案件でございます。4条が11件、5条が50件でございます。また、そのうちのナンバー13と14につきましては、3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に照会をかけておまして、そちらについては許可として問題ないということで回答をいただいております。

その他の案件につきましても、他法令との調整が調いましたので、平成30年6月22日で許可書を交付しております。

以上、報告を終わります。

○会長 報告事項が終わりました。

その他ということで、事務局から皆さんに何か連絡等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 この後、運営委員会ということで運営委員さんの方には残っていただきまして、また今日 8 日は、農地パトロールの説明会ということで、忘れないようお願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第14回農業委員会総会を終了といたします。

午前 11 時 58 分 閉会